2027年国際園芸博覧会

第2回 アクセシビリティ・ガイドライン検討会

議事録

「日時 2024年11月29日(金)14時00分から16時00分

[場所] TKP ガーデンシティ PREMIUM 横浜西口 ホール 1 B (オンライン併用)

「出席者」

(敬称略、順不同)

会場出席:

秋山 哲男 (中央大学 研究開発機構 機構教授)

大森 宣暁 (宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授)

丹羽 菜生 (中央大学 研究開発機構 機構准教授)

小渕 健一 (関東ろう連盟 福祉対策部長)

度会 哲賢 (公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 常任理事)

中川 孝子 (神奈川県手をつなぐ育成会 会長)

大薮 定信 (公益財団法人 全国老人クラブ連合会 政策委員会 幹事)

板橋 光雄 (神奈川視覚障害者の生活と権利を守る会 執行委員)

荻津 和良 (社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 副会長)

光延 卓真 (神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会 会長)

白石 幸男 (横浜市脳性マヒ者協会 会長(公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会))

山根 則子 (横浜市オストミー協会 会長(公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会))

髙橋 愛 (一般社団法人 ラシク045)

オンライン出席:

名古屋 恒彦(公益社団法人 日本発達障害連盟 副会長)

山嵜 涼子 (特定非営利活動法人 自立生活センター・小平)(代理:佐藤 聡)

工藤 登志子(認定NPO法人 DPI日本会議 バリアフリー部会長補佐)

武者 廣平 (特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構 理事長)

「欠席者]

木太 直人 (公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 常務理事)

[オブザーバー] ※一部代理出席

冨樫 秀樹 (一般社団法人 東京バス協会 乗合業務部長)

関上 義明 (一般社団法人 神奈川県バス協会 専務理事)

三上 弘良 (一般社団法人 神奈川県タクシー協会 専務理事)

藤井 多聞 (関東旅客船協会 事務局長)

東 和則 (一般社団法人 全国空港事業者協会 事務局長)

国分 宏樹 (東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 マネージャー)

五島 雄一郎 (東急電鉄株式会社 経営戦略部 総括課長)

鈴木 昭彦 (相模鉄道株式会社 取締役経営統括部長)

澤田 大輔 (公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 バリアフリー推進部次長)

渡邊 直樹 (国土交通省 都市局 参事官(国際園芸博覧会担当)付 課長補佐)

千葉 直志 (国土交通省 関東地方整備局 企画部 広域計画課長)

煙山 亜由美 (国土交通省 関東地方整備局 建政部 公園利活用推進センター長)

平井 靖範 (国土交通省 関東運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長)

笠井 熱史 (神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 地域福祉課長)

鳥丸 雅司 (横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進部長)

西岡 毅 (横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部 担当部長)

長谷川 正英(横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 上瀬谷公園企画部長)

渡邊 伸郎 (横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 上瀬谷整備事務所長)

髙木 美岐 (横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部長)

村田 功 (横浜市 道路局 道路政策推進部長)

池上 武史 (横浜市 瀬谷区 副区長(総務部長兼務))

田畑 哲夫 (横浜市 旭区 副区長(総務部長兼務))

河村 義秀 (横浜市 緑区 副区長(総務部長兼務))

[事務局]

小池 政則 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 事務次長) (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 企画調整部長) 清瀬 一浩 太田 喜久 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 機運醸成部長) (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 国際部長) 小林 公雄 森口 俊宏 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 整備部長) 山田 直也 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 交通対策室長) 中坪 学一 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 事業部長) (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 運営部審議役) 澤井 秀和 片桐 広逸 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 運営部審議役) 中島 潔 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 展示部長) 田邉 浩之 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 出展部長) 井上 雅人 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 整備部 計画課長) 三浦淳 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 交通対策室 交通計画課長) (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 運営部 会場運営課長) 曽我 太一 滝澤 良 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 企画調整部 企画課長) 專野 雄介 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 企画調整部 企画課係長) 佐々木龍一 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 整備部 計画課係長) 岡部 健吾 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 整備部 建築課係長) 箕澤 克弥 (公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 企画調整部 企画課職員) 八千代エンジニヤリング株式会社

■議事次第

- 1 開会
- 2 議題
- (1) 第1回検討会、第1回ワーキングの振り返りといただいたご意見について (資料1)
- (2) アクセシビリティ・ガイドライン(素案)の第1・2章の検討状況について (資料2)

<質疑・応答>

- (3) 第3~5章 特に今回ご意見いただきたい事項について(資料3)<質疑・応答>
- (4) 今後のスケジュール(資料4) <議論>
- 3 閉会

■配布資料

- ・次第
- ・出席者名簿(当日配布)
- ・席次表(当日配布)
- ・資料1 第1回検討会、第1回ワーキングの振り返りといただいたご意見について
- ・資料2 アクセシビリティ・ガイドライン (素案) 第1・2章の検討状況について
- ・資料3 第3~5章 特に今回ご意見いただきたい事項について
- ・資料4 今後のスケジュール
- ・参考資料1 第1回検討会、第1回ワーキングの意見一覧表
- ·参考資料2 第1回検討会議事録
- ・参考資料3 第1回ワーキング議事録

■議事録

- 1 開会
 - ・配付資料の確認
 - ・会長挨拶

「秋山委員長」

ここ 20 年程度のユニバーサルデザインの動きを簡単に整理させていただくと、2005 年に国交省により「ユニバーサルデザイン政策大綱」が作られた。その結果、空港等は ユニバーサルデザインのガイドラインを作り、設計に至った。さらに、2016 年に内閣 官房で「ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議街づくり分科会」と「ユニバ ーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議心のバリアフリー分科会」の2つができた。 これによってオリンピックの準備が大きな形で進められるようになり、各省庁がそれ に基づき動き始めた。その後、東京都が「IPC(International Paralympic Committee) アクセシビリティガイド」を受けて「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」 を作り、東京および東京周辺の空港が全てこれに従っている。これが国のガイドライン とどう違うのかというと、様々な障がい当事者と事業者の方々の議論の結果が踏まえ られている。例えば、エレベーターのかごの大きさを挙げると、「Tokyo 2020 アクセシ ビリティ・ガイドライン」では 17 人乗りが基準として設けられたが、国のガイドライ ンでは相変わらず 11 人乗りになっている。つまり国のガイドラインより少しレベルの 高い基準が「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」では設けられている。そ して、羽田空港、成田国際空港および鉄道事業者等は相当動いて新しいモデルを作った という段階である。

その後は大阪・関西万博のユニバーサルデザインのガイドラインができ、今回園芸博となるが、日本社会においても、ハード的ユニバーサルデザインだけでなくソフト的ユニバーサルデザインもかなり求められるようになっている。英国のアクセシビリティ・

ガイドラインの提案の中には、ハード的なものは1項目でソフト的な項目は4項目もあった。私は翻訳をしたが、時代がかなり変わったという印象を持った。ここでも、バリアフリーは段差の切り下げをやればいいというところでは終わらないと思う。ぜひ新しいガイドラインを作っていただきたいと思う。どうぞよろしくお願いします。

2 議題

- (1) 第1回検討会、第1回ワーキングの振り返りといただいたご意見について (資料1)
- (2) アクセシビリティ・ガイドライン (素案) の第1・2章の検討状況について (資料2)
 - ・事務局より資料1、2の説明

[秋山委員長]

どこからでも結構なので意見をいただきたい。

[光延委員]

P18 について、標準基準と推奨基準を入れ替える意味がよくわからない。もう一度 説明していただきたい。

「事務局 清瀬企画調整部長〕

第1回検討会では「標準基準」、「推奨基準」の順で示していた。受け止める側の意識次第でもあるのだが、この順番だと「標準基準を守ればよいだろう」となり、それ以上の検討の動機づけが弱くなってしまうのではないかという指摘があった。「推奨基準」、「標準基準」の順番に入れ替えることにより、まずは「推奨基準」を達成できないかということを意識させ、物理的に難しくできないという場合でも、「標準基準」は守るというように、検討するときの意識づけとして、入れ替えさせていただいた。

「山嵜委員(代理:佐藤氏)]

まず第1章についてだが、心のバリアフリーの3つの定義を入れていただき、とてもよい。特に「社会モデルの理解」と「差別の禁止」、この2つが非常に重要であるため、入れていただきありがとうございます。合理的配慮についても書いていただき、よいと思う。合理的配慮の提供とはどういったものがあるか、具体例があるとよい。お店や交通等の事業者が入ってくると思うが、職員研修でも合理的配慮をきちんと提供するように指導いただきたい。

次に、第2章の「推奨基準」と「標準基準」の順番の入れ替えについては、意識を 見せる意味でよいと思った。

[秋山委員長]

合理的配慮については、園芸博覧会で直面する場面がいくつかあると思う。その直面する場面を想定して具体例を追加するとよい。

合理的配慮は文科省で色々と事例が出されている。参考にして、我々もどう作っていくか考えていくとよいだろう。次回には、具体的に想定されるシチュエーションに対して、合理的配慮の具体例を示せるとよい。

「中川委員]

P18 の「推奨基準」と「標準基準」の入れ替えについては理解できた。上半分の点線で囲まれている部分に、「推奨基準を基本基準として、それができない場合でも最低基準を満たすように」という文章があるが、要するに「望ましい」と書かれていることが『基本水準』であり、「標準基準」を『最低基準』にするということか。

[事務局 清瀬企画調整部長]

上半分の点線で囲まれている部分は、第1回でいただいた意見である。我々事務局でも検討したが、「推奨基準」が「基本基準」で、「標準基準」が「最低基準」となると、分かりづらいという壁に当たったため、今回の提案では資料の下半分に示したように、「推奨基準」と「標準基準」にできればと考えている。望ましい基準は、あくまでも「推奨基準」だが、先に示すことにしたらどうかと考えた。

[秋山委員長]

「標準基準」は公共交通の法律と(国等の)ガイドラインによるものであり、このうち法律はマスト(義務)であるため、最低限対応しなければならない。これらを第1段階とすると、第2段階は推奨になる。

鉄道事業者の方は「標準基準」に対応しようと今までずっと努力してきている。「推 奨基準」は実験的に基準に取り入れてみようというもので、まだ経験値が浅い場合は 「推奨基準」とし、「望ましい」基準として整理している。

いわゆる(国等の)ガイドラインの「標準基準」と法律のマスト(義務)を一緒に したものを今回のガイドラインで「標準基準」としている。そして、望ましいものを 「推奨基準」としている。やれるかやれないかわからないけど、やってみようという のが推奨基準であり、(鉄道事業者等は)そういう理解で以前の(国等の)ガイドライ ンに対応してきた。そのことを踏まえて、鉄道、バス、タクシー事業者等、特に交通 事業者の方にとってわかりやすいだろうということで、基準の名前を近いものにした というところである。

[白石委員]

推奨基準、標準基準はよくわからないが、私たちの命にかかわるものはマストでやっていただきたい。よろしくお願いします。

[丹羽委員]

P4~10 の中で、発言を忘れていたことがあるため、追加していただきたい。知的・ 発達障がいのある人が博覧会会場で安心して過ごしていただけるよう、周囲と区切ら れたエリアを設定してほしい。

P16 について、心のバリアフリーを体現するための3つのことを挙げている。3つ目に「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと」とある。これは内閣府で決まっており掲載されている文言であるが、秋山委員長が座長をした国交省の「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」の中でも、「すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力」というのはちょっとおかしいのではないかとの意見が挙がった。園芸博運営において、この文章は「障がい理解を進める」等に変えてもよいのではないかと思った。

白石委員が心配していた件だが、最低限のバリアフリーは進めるのでご心配には及ばない。「標準基準」というのは義務があるため、最低限やらなくてはならない。一方、

「推奨基準」は努力義務である。例えば、1.5mの通路幅にするのは義務であるが、本 当は車椅子使用者にとって 1.8mの方がよいため、最初に 1.8mの方を示すことによ り、そちらの方に流れていくようにしたいというのがこの記載の方法である。

[白石委員]

基本原則にある「公平」という言葉は結構曲者で、私がエレベーターに乗ろうとして「先に乗ります」と言うと、「順番でしょ」と言われて、結構トラブルになることが多い。「公平」という言葉を安易に使うと、そういう現象がおきてしまう。車椅子優先原則が原則ではなくなってしまう。「公平」という言葉を使うなら、きちんと書いてほしい。

[秋山委員長]

IPC ガイドラインの原則の中の「Equity」を「公平」と翻訳し、その内容を書いている。あくまでも原則であるため、ここではエレベーターでどちらを優先するかというような具体的なところまでは言及できないと思う。これについては個別に行わなくてはいけない。

例えばアメリカでは、バスに車椅子の人が乗ってから一般の人が乗るという原則を 法律で貫いている。また札幌では、優先席は高齢者等の席であって、決して若い人は 座ってはいけないというルールが守られている。ところが、東京や横浜の鉄道はそれ を一切していない。国がその原則を作るかどうかというところで、白石委員がおっし ゃったエレベーターの問題は結構顕在化している。トイレの問題も顕在化してきてい る。

園芸博協会は実際にトイレをどういう扱いにするか、あるいは送迎バスの乗り方を どういう順序にするか、運用面をきちんと定めないと、問題解決にはならならない。 そして基本原則のところでは細かく書けないのだが、具体的な場面で合理的配慮につ いて、エレベーターに乗るケース、トイレで待つケース等、場面ごとにしっかり書い てほしいというご指摘だと受け止めた。白石委員、それでよいか。

[白石委員]

よろしい。

[光延委員]

白石委員に「順番でしょ」と言った人の考え方は「公平」ではなく、「平等」なのではないか。トイレの順番等、個別の対応が必要な部分はあると思うが、私は言葉としては、「平等」ではなく「公平」になっているため、このままがよいと思う。

「度会委員]

今後の進め方について確認である。P4~10 に「第2回ワーキングにてご議論」と載っているが、ここには主な意見のみが載っている。全ての意見は参考資料1の意見一覧表にあると思うが、資料1にない部分も含めて検討していただけるのか。

「事務局 清瀬企画調整部長〕

もちろん参考資料 1 に記載している全てのご意見は、議論の対象だと考えている。

[板橋委員]

P8のスタッフ研修に関して、「出展企業、公共交通機関、ホテル等の関係者にも研修を受けてほしい」とあるが、なるべく全員受けて受けられるようにしていただきたい。

「秋山委員長〕

こちらは皆さんがおっしゃった意見をそのまま記述している。これについて検討するということで記載している。

[武者委員]

P18 に戻るのだが、義務と努力義務について、文章化して付け加えるということはどうか。

[事務局 清瀬企画調整部長]

今までの議論で「標準基準」は必ず達成されなければならない義務的なものとして、 皆さん理解いただいていると思う。「推奨基準」は、できる限り達成していただくとい うことでチャレンジしていただき、それを努力義務と言っている。

「標準基準」と「推奨基準」に対して、事業者がどのように向き合っていくかを文章としてしっかり書いていくことで、答えになっていくと考える。

[武者委員]

この会議でもこのように多く議論が必要ということであれば、一般の方はなおさら わからない。わかる言葉で表現する必要があるのではないか。

「秋山委員長〕

「標準基準」はマストで必ずやるべきもの、できるだけやるべき努力義務の2つが混ざっている。「推奨基準」はできるだけやってほしいことである。鉄道事業者やバス事業者、あるいは公園等の整備を行う人たちにとっては、比較的理解しやすい言葉だと思う。「推奨基準」はできるだけやっていただきたいことであるが、「協会としてはマストに近いものである」というぐらいの主張をしていただければ、「推奨基準」は全てやることというような位置づけになる。そういう努力をこれから内部でやっていただきたいと思う。事業者も関連するため協会だけで判断はできない。そこについては、少しこちらに任せていただきたい。

[白石委員]

話が遡って申しわけないが、「福祉タクシー」と書いてあったが、この内容はどういったイメージか。また、公共交通での来場が原則だと考えるが、駐車場の件はどうなっているか。横浜市はパーキング・パーミット制度を導入したが、どう関係してくるか。

「秋山委員長〕

福祉タクシーについては3種類ある。1種類目は一般的なセダン型である。2種類目はジャパンタクシーであるが、横乗りで狭く、大きな車椅子は乗れない。3種類目は大型の車椅子が乗れるものであるが、今回の園芸博でそれの用意が間に合うかどうかというところである。

また、車でしか来られない障がい当事者、一般の方もある程度いるはずである。どういった対応をするか、考えていきたい。パーキング・パーミット制度で、優先して駐車できるスペースをどの程度作るかということも勿論検討しなければならない。横浜市のパーキング・パーミット制度をある程度参考にするとよい。最近、駐車場のガイドラインを作ったが、その中では、パーキング・パーミット制度用の駐車場とそれ以外の駐車場は分けることにした。車椅子使用者は 3.5mの幅がないと駐車できないが、障がい者等用駐車区画には、実は歩けて幅の狭い駐車場でも問題ない人も駐車してしまうため、駐車場を分けたというのが今回のルールである。そういったルールも新しく適用していくことが必要であるため、協会の方でこれから考えていただきたい。

「山根委員】

P6の「いただいた意見」のところで、「多機能トイレを複数設置し、機能分散化に配慮してほしい」と書かれている。私の認識としては、多機能トイレを複数設置するのが望ましいという意見に最終的になったと記憶している。機能分散化した結果、オストメイト対応のトイレでは手を洗う場所がない等、私達にとって困ったトイレもできてしまっているとお話しした。オストメイトの意見としては、できれば多機能トイレの中にオストメイト対応設備があり、それが複数箇所設置されているのが望ましい。

[秋山委員長]

トイレの機能分散は、東京あたりの大都市で多機能トイレの順番待ちがあまりにも 長く、車椅子使用者が使いたいときに使えないということで始まった。ところがトイ レの機能分散をすると、車椅子、ベビーチェア、オストメイト等、それぞれのサインが つくことになり、どのトイレがどうだかわからなくなるかもしれない。 多機能トイレをたくさん作れば、それで済むのではないか。便房を大きくすれば、車椅子も使えるようになるため、トイレの機能分散だけが解ではないと私は思っており、国の政策とは違う。複数作れば待ち行列も少なくなるため、複数作れば、多機能トイレでよいかもしれない。ただ、法は守らなくてはならず、そこは今日この後で議論する予定になっている。

「白石委員〕

先走った話で申し訳ないが、会場が広いが、歩く以外に移動手段はないか。

[事務局 清瀬企画調整部長]

まだ明確に決まったわけではないが、歩く以外の移動手段の導入を検討していると ころである。

[秋山委員長]

会場内のことを議論するにはやや早いかもしれないが、意見として承り、どうやって設計上組み込むかというのは、今日以降に手をつけられる可能性を持っている。

資料1、2について多く意見をいただいたが、全て引き取って次の段階でまとめさせていただきたい。それでは次に資料3「第3章~5章 特にご意見いただきたい事項」について、事務局より説明いただきたい。

- (3) 第3~5章 特に今回ご意見いただきたい事項について(資料3)
 - 事務局より資料3の説明

[光延委員]

多機能トイレのスペースが気になる。仮設は一部、本設は全て直径 180 cmのスペース確保とある。要望の中でも、ベッドの配置についてあった。ベッドとは子供用ではなく、大人用のことである。ベッドを広げた状態でも、車いすが 180 度転回できるスペースがあるということでよいか。

「秋山委員長]

大人用ベッドは必須条件として考えた方がよい。それでないと用を足せない人もいるので簡易的な小さなベッドでは失格であるという意見である。

[事務局 森口整備部長]

設計はこれからになるが、今回の意見と前回の意見を踏まえて具体的な設計を進めていきたい。

[秋山委員長]

仮設トイレは基本的には 150 cmのスペースを確保するとのことだが、その場合、手動の車椅子は十分入れるが、大型ベッドは難しい。中身を入れることを前提にした設計を考えてほしいというのが光延委員の意見であるため、重々受け止めていただきたい。

「荻津委員]

トイレの数は図を見るとかなり多いのが分かる。女性用のトイレの個室を増やしていただければと常日頃考えていた。駅、観光地にある女性用トイレはいつも行列ができている。障がいのある方も軽度の方や車椅子使用でない方は一般用のトイレを使うため、障がいのない方だけの話ではない。

余談だが、昔はホテルや旅館の浴室は女性用より男性用の方がだいぶ広かった。今は同じ広さになっている。これは、女性は家にいる前提という考え方が変わってきたことだと思い、喜ばしい。

職場のトイレの数は、労働安全衛生法で決められているが、今回のようなイベント 会場での入場者数に対する割合の基準はあるか。もしあれば教えていただきたい。

「秋山委員長〕

近年ではスマホをトイレの中で操作したり、パウダールーム替わりにトイレを使う人がいたりと、様々な行動により1人当たりの使用時間が相当長くなっているだろう。 それを踏まえた新しいデータを参考にしているのか、それとも一般的な建築物を作る データを参考にしているのか。使用時間が長くなっているということにより、待ち行列がかなり増えていることを併せて考えてほしい。

[事務局 森口整備部長]

過去の博覧会のデータを参考にしているが、できるだけ女性用トイレを増やす検討している。ただ、実際の女性のトイレ滞在時間を踏まえた検討はできていないため、今後検討していきたい。かなり専門的な話であるため、先生方の意見も踏まえて検討していきたい。

[髙橋委員]

150 cmは多機能トイレのスペースのことだと思う。前回、一般のトイレの個室を広くしていただければ、ベビーカーで広いトイレに入りたい時に、多機能トイレを使うことなく一般のトイレを使うことができるのではないかという話をしたが、その点は検討していただけたか。

また、おむつ替えのスペースについては、個室なのか、誰でも入れる空間なのか。 女子トイレに男の子を連れていくことも考えられる。女子トイレに子供用の男子トイレを設置していただけるか。

また、おむつ替えの台のことも併せて検討していただきたい。おむつ台を個室に設置するのか、手洗い場に設置するのか、周りから見える場所なのか、ベビールームが設置されるのか等、その辺りも検討していただきたい。

[事務局 森口整備部長]

本日は多機能トイレの数を題材とさせていただいた。一般トイレの設計については 今後の検討となるため、今後の検討会等でご意見いただければと思う。

トイレの折れ戸やおむつ替えの台等、設備関係の話は前回意見をいただいているのでしっかりと検討進めていきたい。女子トイレの男子小便器の話も同様かと思うため、 子供がたくさん来るようなエリア等、場所を考慮ながら検討していきたい。

「秋山委員長〕

ジェンダーの問題もあるかもしれないので、考えておいてほしい。

「大藪委員〕

前回、トイレの数を多く設置してほしいと申し上げた。資料をみると、多く設置していただけるということで安心した。

トイレのそばにベンチ等もあればよい。特に高齢者は長く歩けない人がいるため、 休む場所が必要である。また、トイレに行く際に一時的に荷物を置く場所としても活 用できる。

また、男性のトイレにサニタリーボックスの設置をお願いしたい。男性でも前立腺の手術をした人は尿漏れパッドを使っているのだが、男性はあまりそれを言わない。 使っている方は一定数おり、捨てるのに必要なこともある。各トイレに備えるよう、検 討をぜひお願いしたい。

[山嵜委員(代理:佐藤氏)]

バリアフリートイレの複数化が必要だと思う。今回の資料では仮設については複数 化してあるのだが、本設についてはバリアフリートイレが少ない。園芸博が終わった 後でも複数あってほしいため、本設のトイレでも複数化していただきたい。

また、ユニバーサルベッドについて、大人で横にならないとトイレができなかったり、着替えが必要だったりという人もいるため、最低でもバリアフリートイレ2箇所に1つくらい、バリアフリートイレの半分ぐらいは必要ではないかと思う。

[工藤委員]

一般便房の中で広い個室を設けていただきたい。多機能トイレのほうに人が殺到してしまうため、ベビーカーの方や手動車いす程度であれば入れる一般便房を作ってほ しい。

多機能トイレを 1 箇所あたり 2 つずつ作って頂けるという事だが、片麻痺の方で、 左右の半身どちらが麻痺していても使えるように、 L 字の手すりが設置されているも のが左右どちらのタイプも用意していただきたい。

[秋山委員長]

羽田空港では 2010 年に最初から L 字手すりの右利き用、左利き用それぞれを作っており、両方に大型ベッドを入れている。一度見ていただき、設計の理解をしていただきたい。また、一般便房にも手動車椅子で入れる広い個室を折れ戸式で作っているため、全ての便房に車椅子の人が入れるようになっている。一般便房でこのレベルを作るかどうかの検討をしていただきたいというのが、工藤委員のご意見だと思う。

[白石委員]

国の建築物基準で多機能トイレの基準が変わり、車いすが回転できる空間としての整備基準が直径 150 cmから 180 cmに変わったが、なぜ仮設トイレは直径 150 cmになっているのか理解に苦しむ。

[秋山委員長]

150 cmはおそらく古い基準を使ったのだと思う。事務局には新しい基準に改め、再検討していただきたい。

[中川委員]

仮設トイレは博覧会後に撤去されるが本設トイレは残るということで、本設トイレ

の配置を確認したところ、ゲート付近には本設トイレがない。公園を出るときに必要 になることもあると思われるため、その検討もしていただきたい。

重度の知的障がいがあると、親が一緒に入る必要がある。ベッドや車いすを使用するわけではないが、一般の男女トイレでは介助の際のスペースが足りないため、また 異性介助ができないため、多機能トイレを使わせていただくことになる。それも踏ま えて、数を検討いただきたい。

また、手を乾かす機械の音に驚く人もいる。設置するのであれば、音の小さなものだとよい。また、暗闇においてセンサーで突然明かりがつくと驚く方もいるのでその辺も検討いただきたい。

鍵の締め方がよくわからない場合やスライド式の場合に、鍵をかけ忘れてしまうことがあるため、鍵はわかりやすいものだとよい。

流すボタンの位置も迷わないような位置にして、わかりやすいものだとよい。

トイレットペーパーがうまく引き出せないことがあるので、一般トイレはともかく 多機能トイレでは麻痺がある方のためにも、引き出しやすいトイレットペーパーホル ダーにしてほしい。

男子の個室トイレだと順番待ちが分かるが、小便器の場合はどこに並べばよいかわからない。「このトイレにはここの列の人が並んでいる」とわかるように、立ち位置に 足マークがつけてあるとよい。

和式トイレは想定されているか。できればすべて洋式がよいと思っている。

[事務局 森口整備部長]

園芸博の会場すべての範囲が将来公園になるわけでない。仮設トイレしかないゲート付近のエリアは、将来公園の外になる。また、将来公園になったときの入口は園芸博のときとは違い、何ヶ所かから入れるようになり、人の流れも変わってくるためこういった配置を考えていると聞いている。

「秋山委員長〕

トイレの流すボタンを JIS 規格の配置にするというのは当然だが、わかりやすくするということが重要である。成田国際空港では JIS 規格の配置ではなかったため、140ヶ所全ての配置を JIS 規格に変えた。

和式は使わないので作らないようにということだったのだが、国土交通省で調査したところ、数%の人は和式を使っている。そして他の調査でも6%は和式を使っている。1割近い人が使うため、そういう人たちに対しては和式も残しておいた方がよいという論理がある。接触が嫌だという人もいる。データを使わずに、思い込みだけでも

のを作るのはやめ、多様な人が使えるものを作ることをぜひ目指していただきたい。

「山根委員〕

人工膀胱の方は、レッグバッグと言って、ストーマから管をつないで、足首にバッグをつけている。そのため、足首に尿が溜まっており、和式でないと使用できないという方もいる。

[板橋委員]

各トイレの入り口に音声案内はつけるか。

「事務局 森口整備部長〕

そこまでの設計には至っていないが、前回でもご意見いただいていたため、しっかり検討していたい。

[白石委員]

本設トイレは結構残るものであるため、頑丈につくってほしい。掃除もきちんとしてほしい。私は公園のトイレはあまり使いたくない。使えるトイレをつくってほしい。

[丹羽委員]

本設トイレは既に設置済みか、それとも博覧会と同時に設置するのか。

「事務局 森口整備部長〕

本設トイレについては、現在設計を横浜市の公園部局で行っている。設置は 2027 年の博覧会までにされる。

「丹羽委員〕

先ほどからお話に出ているように、本設トイレにもバリアフリートイレを2つ設計 してほしいということを、ぜひ横浜市の方に伝えていただけたらよいと思う。

トイレの異性介助のための使用はよく問題になっていて、「トイレから出てきたときに車椅子の方から嫌な顔されて使いづらい」という話を伺っている。秋山委員長からもお話のあった LGBTQ も想定したオールジェンダートイレというのがやはり必要なのではないか。東急東横線の横浜駅のトイレがとても上手に作られていて、一般トイレもそこそこあり、車椅子使用者が入れる大きなトイレが2つある。併せて車椅子使用者用トイレの目の前に少し大きめの男女共用のトイレがあり、手動車椅子の人も異性

介助の人も使える。ぜひそういったトイレを参考にしていただけるとよい。

認知症の人も来ると思うため、鍵をシンプルにしてほしい、また成人用のオムツを 買える場所がトイレの近くにあるとよい。

成田国際空港ではキッズトイレがあるが、そういったものをつくるのもよい。

多機能トイレと言っていることに理由はあるか。バリアフリートイレと言い換える のがよいかと思う。

[秋山委員長]

今日出てきた結論は、本設トイレをまずしっかり作る。バリアフリートイレを最低2つ作る、そして右利き用と左利き用に作る。大型ベッドは必ずどちらかに1つ設けるということである。それから、便房内にカーテンをつけると、親が用をたしているときに子供を見守ることもできる。多様な対策があるが、そのことを知っているか。そこはしっかりやっていただきたいというのが今日皆さんから出た意見の1つである。そのための事例がいくつかあるので、それを見ていただきたい。

それからキッズトイレに関する意見もあった。

また、「多機能トイレ」というのはもう昔の基準である。バリアフリートイレと基準 が違うため、変えなければならない。

一般的に国の基準があり、それより施設を多くしたり、面積を大きくしたりする場合には、市あるいは県がガイドラインを出せるのだが、神奈川県より横浜市の水準が高ければ、神奈川の基準はいらないため、確認した方がよい。

「小渕委員〕

耳が聞こえないため、目で見ることが大事である。ノックされても気づかず、トイレの扉を開けられてしまうかもしれない。目で見て、開いているかどうかわかるようにしてほしい。

[秋山委員長]

閉まると「使用中」のマークになったり、あるいは閉めると赤いマーク、開いていると青いマークになったりという扉が増えているが、かなり整備できているところとそうでないところがある。これはぜひ聴覚障がい者を配慮してわかるようにしていただきたい。

「白石委員〕

多機能トイレのドアを電動にする考えはないか。

[事務局 森口整備部長]

ドアも今後の設計、検討になる。特に車椅子使用の場合、手動だとドアが開けにくい という課題があると認識しているため、しっかり検討する。

[秋山委員長]

電動ドアの欠点と利点があり、羽田空港は全て手動にした。小指で開けられるほどの軽さであり、閉めるときも開けるときも途中でドアを止められることが利点である。電動の場合、20分くらい経つと開いてしまう。その欠点を改善するために手動にした。どちらにするかは利用者の要望をちゃんと調査して決めることがよい。

[度会委員]

補助犬トイレも検討いただければと思う。

[秋山委員長]

羽田空港で補助犬トイレを作ったが、ほとんど利用がない。補助犬トイレを案内しても、「こんなトイレはいやだ」と芝生の方に行って用を足すことになった。公園は広いので外に補助犬トイレを作るというのも考えてみたらどうか。ないよりはあった方が断然よろしいと思うので、ぜひそこも検討をしていただきたい。

(4) 今後のスケジュール(資料4)

・事務局より資料4の説明

[大森委員]

本日はトイレや基準の話があった。トイレについては、基準を作らずにここでどのようなトイレを作るかを決めるというように理解している。あとは通路や庭園、政府出展・自治体出展・民間出展等あると思うが、標準基準と推奨基準を適用する施設とはどのようなものか確認したい。

[事務局 滝澤企画課長]

基本的にはガイドラインのすべての項目について、「標準基準」と「推奨基準」で分けていきたいと思っている。実質的には私達主催者の方で整備するものがほとんどになる。実際はなるべく「推奨基準」の望ましい形でやりたいと思っている。

一部出展者も、建物の中にトイレを設置する可能性もあるため、ガイドライン上の

「推奨基準」、「標準基準」はトイレも含めてガイドラインの中に記載していきたいと考えている。そのガイドラインを踏まえたうえで、できるだけ望ましいものを作ろうと思っている。ガイドラインと協会が整備するものは少し切り分けが出てくる。

[髙橋委員]

2月21日の第3回検討会の後、設計している所を実際に見に行くことは可能か。

[秋山委員長]

第3回検討会の終了をもって終わりにするのではなく、ある程度設計が進んだ段階で、現地を見ていただくのはいかがか。空港等の設計では、そういう現場をある程度工事が進んでから見ると、また違う問題が出てくる。どこかのタイミングで見られるチャンスがあれば、作っていただきたいというのが高橋委員の意見である。

[丹羽委員]

企業様の中でトイレを作る際、男子トイレと女子トイレを作ると思う。車椅子トイレというのが忘れられてしまいそうだなと思うが、車椅子使用者は皆さんと同じトイレの場所に行ったら車椅子トイレがある状態にしてほしいと思っているだろう。そこをガイドラインにきちんと盛り込んでいただけるとよい。

「秋山委員長〕

気づいたことを何点か申し上げたい。

1点目は、「公平性」という考え方があるが、「公平性」が保証されてないのではないかというところ。例えばエレベーターに乗る順番やトイレの順番で、車椅子使用者がスムーズに使えないというケースもあるため、具体的な運用ベースで考えていくことが必要であろう。合理的配慮という言葉があるが、具体的にどのようなことが合理的配慮であるか、全ての人にわかるようなマニュアルが必要だろう。合理的配慮が法律になったため、法律違反をしないように企業を教育するのも協会の役割である。

2点目は、「標準基準」や「推奨基準」についてである。「推奨基準」にするか、それとも「標準基準」にするかという議論は、いずれせざるを得ないだろう。

3点目は、トイレの具体的な設計部分である。トイレが協会の意思全てを表現するような場所になるため、トイレはまともに設計していただきたい。

4点目は、今日議論にほとんど出なかったが、ウェブアクセシビリティをまともに やっていただきたいということである。日本のウェブは貧弱であるため国土交通省で 議論している最中である。 5点目は、駐車場や交通アクセスの議論が必要で、障がい当事者をどのような形で 対応していくかということがひとつも議論できてない。ここはしっかりと考えを整理 して臨みたい。特にアクセス交通と、駐車場についてである。それ以外のデザイン的 なことはたくさんあったが、そういうことを配慮して、できれば 12 月 20 日のワーキ ングでこんな方向で行こうという議論ができるとよい。

以上が私のまとめということで司会を事務局に返したい。

3 閉会

「事務局 滝澤企画課長]

時間内にいただけなかった意見等があれば来週の金曜日、12月6日までにメールを 送っていただきたい。

次回 12 月 20 日金曜日の第 2 回ワーキングについては、改めてメールで出欠の確認をさせていただく。

[事務局 小池事務次長]

本日も2時間以上にわたり、非常に熱心にご議論いただき、ありがとうございました。10月にはワーキングがあり3部構成で長い時間ご議論いただいた。また12月にもワーキングがある。

秋山委員長はトイレをどう作るかで協会の意思が表われるとおっしゃった。トイレの意見が多く出たということで、またワーキングでは交通の問題、あるいは施設の様々な問題が想定される。ハードな面もあるが、ソフトな対応も必要になる。なかなか気が付かないこともあるため、ぜひ率直にご意見をいただき、我々の方はしっかりそれに応えていくことがまず必要だと思っている。ぜひ12月、それから2月あるいはそれ以降もというお話もあったため長いお付き合いになるが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

「事務局 滝澤企画課長〕

皆様どうもありがとうございました。これにて閉会とさせていただく。お忘れ物等ないよう、再度身の回りをご確認いただき、お気をつけてお帰りください。オンラインでの参加の方々もありがとうございました。

以上